

平成二十年五月三十日受領
答弁第四〇五号

内閣衆質一六九第四〇五号

平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土開発に対する外務省の対応等に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土開発に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事については、外務省として承知している。

二から五までについて

ロシア連邦政府が承認した「二千七年から二千十五年までのクリル諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」の内容については承知している。他方、北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在、御指摘の「計画」について詳細に把握することが事実上できない状況にある。

我が国の固有の領土である北方四島がロシア連邦により不法占拠され続けている現状において、第三国の国民等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国固有の領土である北方四島に入域すること等は、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識している。この問題を根本的に解決するためには北方領土問題そのものを解決する必要があると考えており、口

シア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、引き続きロシア連邦政府との間で交渉する考えである。